

例 規 編

1	屋外広告物法	34
2	鳥取県屋外広告物条例	45
3	鳥取県屋外広告物条例施行規則	58
4	屋外広告物に係る禁止地域等の指定	67
5	鳥取県屋外広告物条例施行規則による家屋連坦区域の指定	76
6	鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県屋外広告物条例施行規則に関する取扱い ...	79
7	屋外広告物条例施行規則別表第4の4ただし書の「知事がやむを得ないと認めるとき」について	80
8	鳥取県屋外広告物安全点検指針	別冊

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 広告物等の制限（第三条―第六条）
- 第三章 監督（第七条・第八条）
- 第四章 屋外広告業
 - 第一節 屋外広告業の登録等（第九条―第十一条）
 - 第二節 登録試験機関（第十二条―第二十五条）
- 第五章 雑則（第二十六条―第二十九条）
- 第六章 罰則（第三十条―第三十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

第二章 広告物等の制限

（広告物の表示等の禁止）

第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、園住居地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区
- 二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第百九条第一項若しくは第二項又は第百十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第百四十三条第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域
- 三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域
- 四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの
- 五 公園、緑地、古墳又は墓地
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

- 一 橋りょう
- 二 街路樹及び路傍樹
- 三 銅像及び記念碑
- 四 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

- 3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

（広告物の表示等の制限）

第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

（広告物の表示の方法等の基準）

第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

（景観計画との関係）

第六条 景観法第八条第一項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体（同法第七条第一項の景観行政団体をいう。以下同じ。）の前三条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

第三章 監督

（違反に対する措置）

第七条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命じることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第三条から第六条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。
- 4 都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。
- 一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けずに表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。
- 二 管理されずに放置されていることが明らかとなるとき。

(除却した広告物等の保管、売却又は廃棄)

第八条 都道府県知事は、前条第二項又は第四項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

一 前条第四項の規定により除却された広告物 二日以上で条例で定める期間

二 特に貴重な広告物又は掲出物件 三月以上で条例で定める期間

三 前二号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 二週間以上で条例で定める期間

4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。

5 第三項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

6 前条第二項及び第四項並びに第一項から第三項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等（前条第二項に規定する措置を命ずべき者を含む。）に負担させることができる。

7 第二項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した広告物又は掲出物件（第三項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

第四章 屋外広告業

第一節 屋外広告業の登録等

(屋外広告業の登録)

第九条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとすることができる。

第十条 都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 登録の有効期間に関する事項

二 登録の要件に関する事項

三 業務主任者の選任に関する事項

四 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項

五 その他登録制度に関し必要な事項

2 前条の条例は、前項第一号から第四号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従って定めなければならない。

一 前項第一号に規定する登録の有効期間は、五年であること。

二 前項第二号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとする。

イ 当該条例の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者

ロ 屋外広告業を営む法人が当該条例の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しない者

ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ニ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニまで又はへのいずれかに該当するもの

- ヘ 法人でその役員のうちにイから二までのいずれかに該当する者があるもの
- ト 業務主任者を選任していない者
- 三 前項第三号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受けた者にあつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとする。
- イ 国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- ロ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県の行う講習会の課程を修了した者
- ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして条例で定める者
- 四 前項第四号の登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項は、登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。
- イ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。
- ロ 第二号ロ又は二からトまでのいずれかに該当することとなつたとき。
- ハ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

（屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告）

第十一条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行なうことができる。

第二節 登録試験機関

（登録）

第十二条 第十条第二項第三号イの規定による登録は、同号イの試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第十三条 次の各号のいずれかに該当する法人は、第十条第二項第三号イの規定による登録を受けることができない。

- 一 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
- 二 第二十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
- 三 その役員のうちに、第一号に該当する者があること。

（登録の基準）

第十四条 国土交通大臣は、第十二条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第十条第二項第三号イの規定による登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

- 一 試験を別表の上欄に掲げる科目について行い、当該科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員が問題の作成及び採点を行うものであること。
- 二 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。
 - イ 試験事務について専任の管理者を置くこと。
 - ロ 試験事務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書が作成されていること。
 - ハ ロの文書に記載されたところに従い試験事務の管理を行う専任の部門を置くこと。
- 三 債務超過の状態にないこと。

（登録の公示等）

第十五条 国土交通大臣は、第十条第二項第三号イの規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

2 登録試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（役員の選任及び解任）

第十六条 登録試験機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（試験委員の選任及び解任）

第十七条 登録試験機関は、第十四条第一号の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（秘密保持義務等）

第十八条 登録試験機関の役員若しくは職員（前条の試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（試験事務規程）

第十九条 登録試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、登録試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十条 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第三十三条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録試験機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（帳簿の備付け等）

第二十一条 登録試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

（適合命令）

第二十二条 国土交通大臣は、登録試験機関が第十四条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告及び検査）

第二十三条 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(試験事務の休廃止)

第二十四条 登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消し等)

第二十五条 国土交通大臣は、登録試験機関が第十三条第一号又は第三号に該当するに至つたときは、当該登録試験機関の登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対して、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十五条第二項、第十六条、第十七条、第二十条第一項、第二十一条又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 正当な理由がないのに第二十条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

三 第十九条第一項の規定による認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

四 第十九条第二項又は第二十二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正な手段により第十条第二項第三号イの規定による登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第五章 雑則

(特別区の特例)

第二十六条 この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、特別区においては、政令で定めるところにより特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

(大都市等の特例)

第二十七条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(景観行政団体である市町村の特例等)

第二十八条 都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十七の二の規定によるもののほか、第三条から第五条まで、第七条又は第八条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第七条第一項に規定する認定市町村である市町村又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に同条第二項第五号に掲げる事項を記載した市町村（いずれも指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

(適用上の注意)

第二十九条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第六章 罰則

第三十条 第十八条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第二十五条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 二 第二十三条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 三 第二十四条第一項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

第三十三条 第二十条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第三十四条 第三条から第五条まで及び第七条第一項の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。
- 2 広告物取締法（明治四十四年法律第七十号）は、廃止する。
- 3 この法律施行前にした広告物取締法に違反する行為に対する罰則の適用に関しては、なお、従前の例による。

附 則（昭和二五年五月三〇日法律第二一四号） 抄

（施行期日）

第百十三条 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、政令で定める。

附 則（昭和二七年四月五日法律第七一号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年五月二九日法律第一三一号） 抄

- 1 この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和三一年六月一二日法律第一四八号）

- 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。
- 2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に関し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号） 抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和三八年五月二四日法律第九二号）

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和三九年七月一一日法律第一六九号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則（昭和四三年六月一五日法律第一〇一号） 抄

この法律（第一条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

附 則（昭和四五年六月一日法律第一〇九号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四八年九月一七日法律第八一号）

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月一日法律第四九号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

附 則（平成四年六月二六日法律第八二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（屋外広告物法等の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に
関しては、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、この法律による改正前の次に
掲げる法律の規定は、なおその効力を有する。

- 一 屋外広告物法
- 二 土地収用法
- 三 駐車場法
- 四 新住宅市街地開発法
- 五 新都市基盤整備法
- 六 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法

附 則（平成六年六月二九日法律第四九号） 抄

（施行期日）

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用について

ては、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

- 2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一六年五月二八日法律第六一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年六月一八日法律第一一一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、景観法（平成十六年法律第百十号）の施行の日から施行する。ただし、第一条中都市計画法第八条、第九条、第十二条の五及び第十三条の改正規定、第三条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十六条中都市緑地法第三十五条の改正規定、第十七条、第十八条、次条並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

(屋外広告物法の一部改正に伴う経過措置)

- 第三条** この法律の施行前に第四条の規定による改正前の屋外広告物法（以下「旧屋外広告物法」という。）第七条第一項の規定により命ぜられた措置については、第四条の規定による改正後の屋外広告物法（以下「新屋外広告物法」という。）第七条第一項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2** この法律の施行の際現に旧屋外広告物法第八条及び第九条の規定に基づく条例（以下この条において「旧条例」という。）を定めている都道府県（旧屋外広告物法第十三条の規定によりその事務を処理する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を含む。）が、新屋外広告物法第九条の規定に基づく条例（以下この条において「新条例」という。）を定め、これを施行するまでの間は、旧屋外広告物法第八条、第九条及び第十四条（第九条第二項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。
- 3** 新条例には、新条例の施行の際現に屋外広告業を営んでいる者（新条例の施行の日の前日まで旧条例が適用される場合にあっては、新条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者）については、新条例の施行の日から六月以上で条例で定める期間（当該期間内に新条例の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる旨を定めなければならない。この場合においては、併せて、その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする旨を定めなければならない。
- 4** 新条例には、新条例の施行の際現に旧屋外広告物法第九条第一項に規定する講習会修了者等である者について、新条例に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす旨を定めなければならない。
- 5** この法律の施行前に国土交通大臣が定める試験に合格した者は、新屋外広告物法第十条第二項第三号イの試験に合格した者とみなす。

(罰則に関する経過措置)

- 第五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

- 第六条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一七年七月一五日法律第八三号） 抄

(施行期日)

- 第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年七月二六日法律第八七号） 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 （平成二〇年五月二三日法律第四〇号） 抄

(施行期日)

- 第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二三年六月三日法律第六一号） 抄

(施行期日)

- 第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
(平成二三年政令第三九五号で平成二四年四月一日から施行)

附 則 （平成二九年五月一二日法律第二六号） 抄

(施行期日)

- 第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 附則第二十五条の規定 公布の日
- 二 第一条中都市緑地法第四条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条の改正規定、第二条中都市公園法第三条第二項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第四条中生産緑地法第三条に一項を加える改正規定、同法第八条に一項を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同条の次に五条を加える改正規定及び同法第十一条の改正規定並びに第五条及び第六条の規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則

第三条第二項、第六条、第七条、第十条、第十三条、第十四条、第十八条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第五項第一号の改正規定に限る。）、第十九条、第二十条、第二十二条及び第二十三条（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十五条の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（平成二九年政令第一五五号で平成三〇年四月一日から施行）

（政令への委任）

第二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成三〇年五月三〇日法律第三三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第三条中特許法第百七条第三項の改正規定、第百九条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定、第百十二条第一項及び第六項の改正規定、第百九十五条第六項の改正規定並びに第百九十五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十一条、第十五条、第二十三条及び第二十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（平成三一年政令第一号で平成三一年四月一日から施行）

附 則（令和二年六月一〇日法律第四三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（令和二年政令第二六七号で令和二年九月七日から施行）

別表（第十四条関係）

科 目	試 験 委 員
一 この法律、この法律に基づく条例 その他関係法令に関する科目	一 学校教育法（昭和二十二年法律二十六号）による大学（以下「大学」という。）において行政法学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
二 広告物の形状、色彩及び意匠に関する科目	一 大学において美術若しくはデザインを担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
三 広告物及び掲出物件の設計及び施工に関する科目	一 大学において建築学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

鳥取県屋外広告物条例（昭和 37 年鳥取県条例第 31 号）

最終改正：令和 2 年 7 月 3 日

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 1 条の 2）
- 第 2 章 広告物等についての規制（第 1 条の 3—第 7 条の 5）
- 第 3 章 監督（第 8 条—第 10 条）
- 第 4 章 屋外広告業の登録等（第 10 条の 2—第 10 条の 18）
- 第 5 章 屋外広告物審議会（第 11 条—第 16 条）
- 第 6 章 罰則（第 17 条—第 22 条）
- 第 7 章 雑則（第 23 条—第 25 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制を行うことを目的とする。

（定義）

第 1 条の 2 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

第 2 章 広告物等についての規制

（広告物等の原則）

第 1 条の 3 広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）は、良好な景観の形成を妨げ、美観風致を害すおそれのないものでなければならない。

2 広告物等は、公衆に対し危害を及ぼすおそれのない安全なものでなければならない。

（禁止）

第 2 条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

（1）文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条の規定により指定された国宝及び重要文化財並びに鳥取県文化財保護条例（昭和 34 年鳥取県条例第 50 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された鳥取県指定保護文化財の周囲で、知事が指定する範囲内にある地域

（2）古墳又は墓地

（3）道路、鉄道及びこれらに接続する地域で、知事が指定するもの

（4）東郷池及びこれから 200 メートル以内の地域（知事が指定する地域を除く。）

（5）空港に接続する 200 メートル以内の地域で当該空港から展望できる場所

（6）都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた風致地区

（7）鳥取県景観形成条例（平成 19 年鳥取県条例第 14 号）第 8 条第 2 項の規定により定められた景観形成重点区域のうち知事が指定する地域

2 次に掲げる物件に、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

（1）橋りょう及び高架構造物

（2）街路樹及び路傍樹

（3）形像及び記念碑

（4）信号機、道路標識及び道路上のさく

（5）郵便ポスト及び公衆電話ボックス

3 次に掲げる物件に、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない。

（1）電柱、電話柱及び街灯柱

（2）アーチの支柱及びアーケードの支柱

（制限）

第 3 条 次に掲げる地域又は場所（前条第 1 項各号に掲げる地域又は場所を除く。）において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

（1）都市計画法第 5 条の規定により指定された都市計画区域のうち知事が指定する区域

（2）自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園の区域

（3）道路、鉄道及びこれらに接続する地域で、知事が指定するもの

- (4) 鳥取県景観形成条例第8条第2項の規定により定められた景観形成重点区域のうち知事が指定する地域
- 2 前項の規定による許可の期間は、2年を超えることができない。
- 3 知事は、前項に規定するもののほか、第1項の規定による許可に、良好な景観を形成し、若しくは美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。
- 4 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物の表示又は掲出物件の設置を完了したときは、遅滞なく、第7条の3第1項の点検の結果の記録（建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第7条第4項の規定による検査が行われ、同法第88条第1項において準用する同法第7条第5項の検査済証の交付を受けた広告物等にあつては、当該検査済証）を添えてその旨を知事に届け出なければならない。
- 5 第1項の許可を受けた者は、許可の期間の満了後に引き続き当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置しようとするときは、第7条の3第2項の点検の結果の記録を提出して許可の更新を受けなければならない。この場合においては、第2項及び第3項の規定を準用する。

（適用の除外）

第3条の2 次に掲げる広告物等については、前2条の規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示し、又は設置されるもの
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法律の定めるところにより行う選挙運動のために表示し、又は設置されるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上、慣例上その他の理由によりやむを得ないと認められるもので規則で定めるもの
- 2 次に掲げる広告物等については、第2条第1項及び前条の規定は、適用しない。
- (1) 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の居所又は事業所若しくは営業所に表示し、又は設置されるもので規則で定める基準に適合するもの
- (2) 自己の管理する土地に管理上の必要に基づき表示し、又は設置されるもので規則で定める基準に適合するもの
- (3) はり紙又ははり札等で規則で定める基準に適合するもの
- (4) 一時的又は仮設的なもので規則で定める基準に適合するもの
- (5) 前各号に掲げるものに準ずるもので規則で定めるもの
- 3 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置（別表において「自己の氏名等」という。）を表示するための広告物又はこれを掲出する物件（前項第1号に掲げるものを除く。）については、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第2条第1項の規定は、適用しない。
- 4 前条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による許可について準用する。

（許可の内容の変更）

- 第4条** 第3条第1項又は前条第3項の規定により許可を受けた者は、広告物の表示場所又は形状、色彩、意匠その他表示の方法を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。掲出物件の設置場所又は設置方法を変更しようとするときもまた同様とする。
- 2 第3条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（許可の基準）

第5条 第3条第1項、第3条の2第3項及び前条第1項の許可の基準は、規則で定める。

（許可証票のちょう付）

第6条 第3条第1項、第3条の2第3項又は第4条第1項の規定により許可を受けた者は、当該広告物等に、知事が交付する許可証票をちょう付しなければならない。ただし、知事が許可の表示をしたものについては、この限りでない。

（告示）

第7条 知事は、第2条第1項第1号、第3号、第4号若しくは第7号若しくは第3条第1項第1号、第3号若しくは第4号の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは廃止するときは、その旨を告示するものとする。

（管理義務）

第7条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の

所有者若しくは占有者は、当該広告物等を、良好な景観の形成を妨げ、美観風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないよう管理しなければならない。

(点検義務)

第7条の3 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、当該広告物の表示又は掲出物件の設置の完了後、規則で定めるところにより、当該広告物等の表示又は設置が適正になされているかどうか、当該広告物等の本体及びその附属物並びにこれらを支持し、又は取り付けている構造物又は部材について点検を行い、その結果を記録しなければならない。ただし、建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第4項の規定による検査が行われ、同法第88条第1項において準用する同法第7条第5項の検査済証の交付を受けた広告物等及び他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのない広告物等として規則で定めるものについては、この限りでない。

2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、規則で定めるところにより、当該広告物等の本体及びその附属物並びにこれらを支持し、又は取り付けている構造物又は部材の劣化及び損傷の状況について点検を行い、その結果を記録しなければならない。ただし、他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのない広告物等として規則で定めるものについては、この限りでない。

(広告物等の表示の方法等の基準)

第7条の4 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法及び掲出物件の形状その他設置の方法並びにこれらの維持の方法について別表で定める基準に従い、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又は管理しなければならない。

(除却義務)

第7条の5 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、この条例の規定による許可の期間が満了したとき、又は第9条の2の規定により許可が取り消されたときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。第10条に規定する期間が経過した場合も、同様とする。

2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、この条例の規定による許可の期間内であっても、当該広告物の表示又は当該掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。

3 この条例の規定による許可に係る広告物等を除却した者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

第3章 監督

(違反等に対する措置)

第8条 知事は、第2条、第3条第1項、第4条第1項、第7条の3、第7条の4若しくは前条第1項若しくは第2項の規定若しくは第3条第3項（第3条第5項、第3条の2第4項又は第4条第2項において準用する場合を含む。第9条の2において同じ。）の規定により許可に付した条件（以下この項において「条件」という。）に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定若しくは条件に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、広告物等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告物等を設置し、又は管理する者に対し、これらの改修、移転、除却その他の必要な措置を命ずることができる。

(1) 汚染、変色等により美観風致を害し、又は害するおそれがあると認められるに至ったとき。

(2) 朽廃、破損等により公衆に対して危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき。

第9条 知事は、前条の規定により掲出物件の除却を命じようとする場合において、当該掲出物件を設置し、又はこれを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、30日以上期間を定めて、これを除却すべき旨及びその期間に除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

(許可の取消し)

第9条の2 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第3条第3項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (2) 第4条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第8条の規定による命令に違反したとき。
- (4) 不正な手段により許可を受けたとき。

(立入検査等)

第9条の3 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第9条の4 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物等の放置されていた場所及びその広告物等を除却した日時
- (3) その広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第9条の5 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日以後同日から起算して14日（法第8条第3項第1号に規定する広告物にあっては、5日）を経過する日までの間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物等について、前号の公示の期間が満了しても、なおその広告物等の所有者、占有者その他当該広告物について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項を告示すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるものとする。

(広告物等の価額の評価方法)

第9条の6 法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間及び損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第9条の7 法第8条第3項の規定による保管した広告物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物等については、随意契約により売却することができる。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第9条の8 法第8条第3項各号で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物等 2日
- (2) 特に貴重な広告物等 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 2週間

(経過措置)

第10条 一の地域若しくは場所又は物件が第2条に規定する地域若しくは場所又は物件（以下「禁止地域等」という。）となった際、現に適法に表示され、又は設置されていた広告物等については、禁止地域等となった日から6月間（第3条第1項又は第4条第1項の規定により許可を受けていた広告物等については、当該許可期間）は、同条の規定は適用しない。

2 一の地域又は場所が第3条第1項に規定する地域又は場所（以下「制限地域等」という。）となった際、現に表示され、又は設置されていた広告物等については、制限地域等となった日から6月間は、同項の規定は適用しない。その期間内に同項の規定による許可を申請した場合において、その申請について制限地域等となった日から6月経過後に許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。

第4章 屋外広告業の登録等

(屋外広告業の登録)

第10条の2 鳥取市の区域以外の県の区域（以下「県所管区域」という。）内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、5年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分が行われないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分が行われるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録が行われたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第10条の3 前条第1項又は第3項の規定による登録（以下「登録」という。）を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 県所管区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
 - (3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
 - (4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者及び役員の氏名）
 - (5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称
- 2 前項の申請書には、登録申請者が第10条の5第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第10条の4 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録するものとする。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
 - (2) 登録年月日及び登録番号
- 2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知するものとする。

(登録の拒否)

第10条の5 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第10条の3の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

- (1) 第10条の15第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
 - (2) 登録を受けて屋外広告業を営む者（以下「屋外広告業者」という。）で法人であるものが、第10条の15第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内に当該屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
 - (3) 第10条の15第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - (4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその構成員（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団等と密接な関係を有する者
 - (6) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - (7) 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
 - (8) 第10条の3第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者
- 2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知するものとする。

(登録事項の変更の届出)

第10条の6 屋外広告業者は、第10条の3第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録するものとする。ただし、当該届出が第10条の3第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更に係るものである場合において、当該変更後に当該屋外広告業者が前条第1項各号のいずれかに該当することとなるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定により知事に提出する届出書には、同項の規定による届出に係る事項が前条第1項各号のいずれにも該当しないものであることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

（屋外広告業者登録簿の閲覧）

第10条の7 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

（廃業等の届出）

第10条の8 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第1号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
 - (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人の代表者であった者
 - (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
 - (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
 - (5) 県所管区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人の代表者
- 2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

（登録の抹消）

第10条の9 知事は、前条第2項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第10条の15第1項の規定により登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消するものとする。

（講習会）

第10条の10 知事は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を行わなければならない。

- 2 前項の講習会において講習を受けようとする者は、受講手数料を納付しなければならない。
- 3 前項の受講手数料の額は、4,400円とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、第1項の講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

（業務主任者の選任等）

第10条の11 屋外広告業者は、第10条の3第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- (1) 法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
 - (2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者
 - (3) 他の都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市が行う法第10条第2項第3号ロの講習会の課程を修了した者
 - (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第20条に規定する公共職業訓練若しくは同法第24条第3項に規定する認定職業訓練で広告美術科に係るものを修了した者、同法第28条第1項の職業訓練指導員の免許で広告美術科に係るものを受けた者又は同法第44条第1項の技能検定で広告美術仕上げに係るものに合格した者
 - (5) 知事が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認定した者
- 2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関する業務を行うものとする。
- (1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
 - (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
 - (3) 第10条の13に規定する帳簿の記載に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、屋外広告業の業務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の掲示)

第10条の12 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第10条の13 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第10条の14 知事は、県所管区域内において屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(登録の取消し等)

第10条の15 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。
 - (2) 第10条の5第1項第2号又は第4号から第8号までのいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 第10条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消し、又は営業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を屋外広告業者に通知するものとする。

(監督処分簿の備付け等)

第10条の16 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを一般の閲覧に供するものとする。

- 2 知事は、前条第1項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載するものとする。

(報告及び検査)

第10条の17 知事は、特に必要があると認めるときは、県所管区域内において屋外広告業を営む者に対し、その営業につき、必要な報告を求め、又はその命じた者に営業所その他その営業に関係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(登録手数料)

第10条の18 登録申請者は、1件につき1万円の手数料を納めなければならない。

第5章 屋外広告物審議会

(設置及び所掌事務)

第11条 知事の諮問に応じて広告物に関する重要事項を調査審議させるため、鳥取県屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、前項に規定する事項について、知事に建議することができる。

(組織)

第12条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、知事が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験者 8人
 - (2) 商工会議所関係者 2人
 - (3) 広告業者 3人
 - (4) 関係行政機関の職員 2人

(任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第14条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営に関する細則)

第16条 この章に規定するものを除くほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

第6章 罰則

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条の2第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けずに屋外広告業を営んだ者

(2) 不正の手段により第10条の2第1項又は第3項の登録を受けた者

(3) 第10条の15第1項の規定による営業の停止の命令に違反して屋外広告業を営んだ者

第18条 第8条第1項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条又は第3条第1項の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者

(2) 第4条第1項の規定に違反して広告物の表示場所若しくは表示の方法を変更し、又は掲出物件の設置場所若しくは設置方法を変更した者

(3) 第7条の5第1項の規定に違反して広告物等を除却しなかった者

(4) 第8条第2項の規定による命令に違反した者

(5) 第10条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(6) 第10条の11第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条の3第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をした者、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(2) 第10条の17第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第17条から前条までに規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第10条の8第1項の規定による届出を怠った者

(2) 第10条の12の規定による標識を掲げない者

(3) 第10条の13の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

第7章 雑則

(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)

第23条 法第28条の規定に基づき、法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定による条例の制定及び改廃に関する事務は、倉吉市が処理することとする。

2 倉吉市の区域については、第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(経過措置)

第24条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和37年10月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、昭和38年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、改正前の鳥取県屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）の規定により許可を受けた広告物又は広告物を掲出する物件は、その許可期間満了のときまでは、なお従前の例による。
 - 3 この条例施行の際、現に存する広告物又は広告物を掲出する物件で改正後の条例第3条第1項の規定により新たに許可を要することとなったものについては、この条例施行の日から起算して6月間は、同条の規定により許可を受けたものとみなす。その期間内に同条の許可を申請した場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、また同様とする。
 - 4 この条例施行の際、旧条例の規定によりなされた許可以外の処分又は申請は、それぞれ改正後の相当規定に基づいてなされた処分又は申請とみなす。
 - 5 この条例施行の際、旧条例の規定により委嘱又は任命され現にその職にある審議会の委員は、改正後の相当規定によりそれぞれ委嘱又は任命されたものとみなす。ただし、その任期は、従前の任期の残存期間とする。
 - 8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- (この条例の失効)
- 7 この条例は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和39年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年条例第23号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年条例第7号）

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、第2章の次に1章を加える改正規定のうち第10条の3及び第10条の5に係る部分並びに第18条の改正規定は、昭和49年7月1日から施行する。

- 2 昭和 49 年 7 月 1 日において現に屋外広告業を営んでいる者は、同年同月 31 日までの間は、改正後の屋外広告物条例第 10 条の 3 第 1 項の届出をしないで、引き続き屋外広告業を営むことができる。

附 則（昭和 51 年条例第 20 号）

- 1 この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（昭和 58 年条例第 16 号）抄
（施行期日）**

- 1 この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年条例第 28 号）抄

- 1 この条例は、昭和 59 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年条例第 27 号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和 61 年条例第 24 号）抄
（施行期日）**

- 1 この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年条例第 12 号）

- 1 この条例は、平成元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日にこの条例による改正前の鳥取県屋外広告物条例第 10 条の規定により適法に表示され、又は設置されていた屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件で、施行日においてこの条例による改正後の鳥取県屋外広告物条例第 2 条第 2 項又は第 3 項の規定により新たに禁止されることとなるものについては、同条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、施行日から 6 月間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 4 年条例第 5 号）

この条例は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

**附 則（平成 4 年条例第 14 号）抄
（施行期日）**

- 1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（平成 5 年条例第 3 号）抄
（施行期日）**

- 1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（平成 8 年条例第 12 号）抄
（施行期日）**

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条中第 17 条の改正規定及び次項の規定は公布の日から起算して 20 日を経過した日から、第 20 条の規定は同年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年条例第 24 号）

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条の 5 第 1 項第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年条例第 11 号）抄

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（平成 11 年条例第 35 号）抄
（施行期日）**

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年条例第 48 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。
（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）
- 2 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則（平成 15 年条例第 19 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 78 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

- 2 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則（平成 19 年条例第 14 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（この条例の失効）
- 2 この条例は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成 19 年条例第 27 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
（1）第 1 条中第 2 条第 1 項第 1 号の改正 平成 19 年 4 月 1 日
（2）第 1 条中目次の改正（「・第 1 条の 2」を加える部分を除く。）、第 2 条第 3 項、第 3 条の 2 第 2 項第 3 号、第 7 条の 3、第 8 条第 1 項、第 4 章、第 6 章及び第 7 章の改正並びに別表を加える改正並びに第 2 条の規定 平成 19 年 10 月 1 日

（適用区分）

- 2 第 1 条による改正後の鳥取県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第 2 条第 3 項、第 3 条の 2 第 2 項第 3 号、第 7 条の 3 及び第 8 条第 1 項の規定は、平成19年10月1日（以下「実施日」という。）以後に表示され、又は設置される広告物等（実施日前に表示され、又は設置されたが、実施日以後に、当該表示若しくは設置の場所の変更又は新たな広告物等の表示若しくは設置と同等と認められる表示若しくは設置の方法の変更が行われる広告物等（以下「全面更新広告物等」という。）を含む。）について適用し、同日前に表示され、又は設置された広告物等（全面更新広告物等を除く。）については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 実施日の前日において第 1 条による改正前の鳥取県屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第 10 条の 2 の規定に基づく届出をして屋外広告業を営んでいる者（以下「届出業者」という。）は、実施日から 6 月間（当該期間内に新条例第10条の 5 第 1 項の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日の前日までの間）は、新条例第10条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。届出業者が、実施日から 6 月を経過する日までに当該登録の申請をした場合において、同日までに当該申請に対する登録又は登録の拒否の処分が行わ

れないときも、当該処分が行われるまでの間は同様とする。

- 4 届出業者に係る変更等の届出、講習会修了者等の設置並びに指導、助言及び勧告については、実施日から6月間（当該期間内に新条例第10条の5第1項の規定に基づく登録の拒否の処分があったとき、及び当該期間内に新条例第10条の2第1項の規定による登録の申請をし、当該期間の経過後に当該申請に対する登録又は登録の拒否の処分が行われたときは、それらの処分が行われる日の前日までの間）は、旧条例第10条の2第2項、第10条の4及び第10条の5の規定の例による。
- 5 実施日の前日において旧条例第10条の4第1項に規定する講習会修了者等である者は、新条例第10条の11第1項各号に掲げる者とみなす。
- 6 実施日前に行われた行為及び届出業者が実施日以後附則第4項に規定する期間内にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成23年条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第7項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

- 2 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。
別表33の項中「第7条の4第2項」を「第7条の4第3項」に改める。

附 則（平成24年条例第22号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条中鳥取県屋外広告物条例第10条の5第1項の改正規定（同項第5号中「前各号」の次に「又は次号」を加える部分を除く。）、第10条の6の改正規定及び第10条の15の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第16号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する

附 則（令和2年条例第42号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県屋外広告物条例第2条及び第7条の2の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の鳥取県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第3条第5項（新条例第3条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の鳥取県屋外広告物条例の規定により行われた新条例第3条第5項の許可の更新に相当する許可の申請については、なお従前の例による。

別表（第7条の3関係）

広告物等の表示の方法等の基準

- 1 広告物等（当該広告物等に付随して設置される支柱、照明その他の設備を含む。以下同じ。）が倒壊、剥はく離、破損、落下又は傾斜をする蓋がい然性の高いものでないこと。
- 2 広告物等が道路の路面上に突き出して設置される場合には、次に掲げる基準に該当するものであること。ただし、自己の氏名等を表示するための広告物等について、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
 - （1）路面から広告物等の下端までの高さが、歩道と車道の区別のない道路及び道路の車道の部分にあっては4.7メートル以上、道路の歩道の部分にあっては2.5メートル以上であること。
 - （2）突き出し部の長さが0.6メートル（道路の歩道の部分に突き出す広告物等で路面から広告物の下端までの高さが4.7メートル以上であり、かつ、建築物の構造、外観等を勘案して美観風致上及び危害防止上支障がないと認められる場合は、1.2メートル）以下であること。
- 3 広告物等が信号機又は道路標識の効用を妨げないこと。
- 4 広告物の上端の位置が地上から10メートルを超え、かつ、表示面積が30平方メートルを超える広告物については、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、第3条第1項に規定する地域又は場所のうち規則で定める地域又は場所にあつては、この限りでない。

- (1) 1面の表示面積の2分の1を超えて、規則で定める彩度以上の色を使用しないこと。
 - (2) 広告物に照明、ネオンその他人工の光源を用いる場合には、これらを移動させ、点滅させ、又は回転させないこと。
- 5 その他規則で定める事項を遵守すること。

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和 37 年鳥取県規則第 50 号）

最終改正：令和 2 年 7 月 3 日

（趣旨）

第 1 条 この規則は、鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（制限地域等の区分）

第 2 条 条例第 3 条第 1 項に規定する地域又は場所（以下「制限地域等」という。）は、次の表に掲げる地域又は場所に区分するものとする。

区 分	地 域 又 は 場 所
第 1 種制限地域	制限地域等のうち第 2 種制限地域以外の区域
第 2 種制限地域	制限地域等のうち都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定により、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域に定められた区域

（経過措置）

第 3 条 制限地域等において第 2 種制限地域が第 1 種制限地域となった際、現に適法に表示され、又は設置されていた広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）についての次条の基準の適用については、なお従前の例による。ただし、当該広告物の表示場所若しくは形状、色彩、意匠その他表示の方法を変更しようとするとき、又は当該掲出物件の設置場所若しくは設置方法を変更しようとするときは、この限りでない。

（許可の基準）

第 4 条 条例第 5 条に規定する許可の基準は、条例別表に定める基準に加えて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

（1） 条例第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項の規定による許可 別表第 1 に定める基準又は次のいずれにも該当するもので知事が鳥取県屋外広告物審議会の意見を聴いて別に定めるものであること。

ア 広告物等（広告物又は掲出物件をいう。以下同じ。）を表示し、又は設置することが公益の増進に寄与すること。

イ 良好な景観又は風致の維持に配慮されていること。

（2） 条例第 3 条の 2 第 5 項の規定による許可 別表第 1 の 2 に定める基準

2 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置（別表第 1 の 2 において「自己の氏名等」という。）を表示するための広告物等（野立てであって、別表第 1 の第 1 号アに掲げる基準に適合しないものに限る。）を表示し、又は設置しようとする場合における条例第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項の規定による許可の基準は、前項の規定にかかわらず、条例別表に定める基準に加えて、別表第 1 の 2 に定める基準又は前項第 1 号ア及びイのいずれにも該当するもので知事が鳥取県屋外広告物審議会の意見を聴いて別に定めるものであることとする。

（適用除外の基準等）

第 5 条 条例第 3 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する公益上、慣例上その他の理由によりやむを得ないと認められるもので規則で定めるものは、次のとおりとする。

（1） 国の機関、地方公共団体又は公共的団体がその事務執行のために表示し、又は設置するもので別表第 1 に定める基準（同表の第 1 号ア及びイに掲げる基準を除く。）に適合するもの

（2） 季節的行事又は宗教的行事のために表示し、又は設置するもの

（3） 街灯を設置し、又はその経費を負担する者が当該街灯に自己の氏名若しくは名称又は商品名を表示するもので別表第 2 の基準に適合するもの

2 条例第 3 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する規則で定める基準は、別表第 3 のとおりとする。

3 条例第 3 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

（1） はり紙にあっては、その面積が 0.13 平方メートル以下であること。

（2） はり札等にあっては、その面積が 0.10 平方メートル以下であること。

4 条例第3条の2第2項第4号に規定する規則で定める基準は、広告物の表示期間又は掲出物件の設置期間が10日以内のものとする。

5 条例第3条の2第2項第5号に規定する規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示し、又は設置されるもの
- (2) 人若しくは動物又は現に運行の用に供されている車両、船舶等に表示し、又は設置されるもの

(点検義務)

第5条の2 広告物等の上端の位置の高さが地上から4メートルを超えるもの又は広告物の表示面積の合計が10平方メートルを超えるものに係る条例第7条の3第1項及び第2項の点検は、次の各号のいずれかに該当する者に行わせなければならない。

- (1) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
 - (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する1級建築士又は同条第3項に規定する2級建築士
 - (3) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士
 - (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号から第3号までに掲げる第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
 - (5) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の技能検定で広告美術仕上げに係るものに合格した者
 - (6) 屋外広告業の事業者団体が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者
- 2 条例第7条の3第1項及び第2項の点検を行ったときは、知事が別に定めるところによりその結果を記録し、これを2年間保存しなければならない。
- 3 条例第7条の3第1項ただし書及び同条第2項ただし書の他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのない広告物等として規則で定めるものは、次に掲げる広告物等とする。

- (1) 建築物の壁面、へい、垣、電柱その他これらに類するもの（以下「壁面等」という。）に直接塗装されたもの
- (2) 壁面等に貼り付けられたシート、はり紙その他これらに類するもの
- (3) 電柱に巻き付ける広告板
- (4) 立看板その他これに類するもの
- (5) バス停留所標識を利用する広告板
- (6) 広告幕
- (7) 気球広告

4 条例第7条の3第1項の点検は、広告物等の設置の完了後（条例第4条の規定に基づき許可の内容を変更する場合にあっては、当該変更後）、速やかに行わなければならない。

5 条例第7条の3第2項の点検は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間以内に行わなければならない。

- (1) 条例第3条第1項又は第3条の2第3項の規定による許可を受けた広告物等 許可の期間の満了日前6月以内
- (2) (1)に掲げる広告物等以外の広告物等 条例第7条の3第1項又は第2項の点検を実施した日から起算して2年以内

(身分証明書)

第6条 条例第9条の3第2項及び第10条の17第2項の証明書は、様式第1号によるものとする。

(広告物等を保管した場合の公示の場所等)

第7条 条例第9条の5第1項第1号及び第2項の規則で定める場所は、当該広告物等を保管する者の事務所とする。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第8条 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第3項の規定による保管した広告物及び掲出物件の売却については、同法及び条例で定めるもののほか、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の規定を準用する。

(屋外広告業登録申請書)

第9条 条例第10条の3第1項の申請書は、様式第2号によるものとする。

- 2 条例第10条の3第2項の誓約する書面は、様式第3号によるものとする。
- 3 条例第10条の3第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 登録申請者が個人である場合にあっては、登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書
 - (2) 登録申請者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書及びその役員の略歴書
 - (3) 登録申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の前2号に掲げる書類
 - (4) 業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び当該業務主任者が条例第10条の11第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 4 前項第1号及び第2号の略歴書は、様式第4号によるものとする。
- 5 第3項の規定にかかわらず、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）第2条第16号の規定により登録申請者（未成年者にあっては、その法定代理人を含む。）又は業務主任者に係る本人確認情報等を利用できるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面を添付することを要しない。

（屋外広告業登録事項変更届出書）

- 第10条 条例第10条の6第1項の規定による届出は、様式第5号による届出書により行うものとする。
- 2 条例第10条の6第3項の誓約する書面は、様式第3号によるものとする。
 - 3 条例第10条の6第3項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類その他知事が必要と認める書類とする。
 - (1) 条例第10条の3第1項第1号に掲げる事項の変更 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書面
 - ア 変更の届出をする者が個人である場合 当該変更後の住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - イ 変更の届出をする者が法人である場合 当該変更後の登記事項証明書
 - (2) 条例第10条の3第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記簿（商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条の商業登記簿をいう。）の変更を必要とする場合に限る。） 当該変更後の登記事項証明書
 - (3) 条例第10条の3第1項第3号に掲げる事項の変更 当該変更後の前条第3項第2号に掲げる書類
 - (4) 条例第10条の3第1項第4号に掲げる事項の変更 当該変更後の法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書（法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書及びその役員の略歴書）
 - (5) 条例第10条の3第1項第5号に掲げる事項の変更 当該変更後の前条第3項第3号に掲げる書面
 - 4 前項第4号の略歴書は、様式第4号によるものとする。
 - 5 第3項の規定にかかわらず、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第16号の規定により変更の届出をする者（未成年者にあっては、その法定代理人を含む。）若しくはその役員又は業務主任者に係る本人確認情報等を利用できるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面を添付することを要しない。

（屋外広告業廃業等届出書）

- 第11条 条例第10条の8第1項の規定による届出は、様式第6号による届出書により行うものとする。

（講習会の開催）

- 第12条 条例第10条の10第1項に規定する講習会（以下「講習会」という。）は、毎年1回以上開催する。
- 2 知事は、講習会の開催の期日及び場所その他講習会の開催に関し必要な事項をあらかじめ公告しなければならない。

（講習の課程）

- 第13条 講習会における講習の課程は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 広告物に関する法令
 - (2) 広告物の表示の方法に関する事項
 - (3) 広告物の施工に関する事項
- 2 次の各号のいずれかに該当する者については、その申請により、前項第3号に掲げる講習の課程を免除する。
- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
 - (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
 - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号から第3号までに掲げる第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者

- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第20条に規定する公共職業訓練若しくは同法第24条第3項に規定する認定職業訓練で帆布製品製造科に係るものを修了した者又は同法第28条第1項に規定する職業訓練指導員の免許で帆布製品製造科に係るものを受けた者
- 3 前項の規定による講習の課程の免除を受けようとする者は、次条の受講申込書に同項各号のいずれかに該当することを証明する書類を添付しなければならない。

（受講の申込み）

第14条 講習会において講習を受けようとする者は、様式第7号による受講申込書を知事に提出しなければならない。

（講習会修了証書の交付）

第15条 知事は、講習会において講習を受けた者がその課程を修了したときは、その者に様式第8号による修了証書を交付しなければならない。

（講習会修了者と同等以上の知識を有する者の認定）

- 第16条** 条例第10条の11第1項第5号の規定による認定は、広告物の表示又は掲出物件の設置の責任者として5年以上の経験を有し、かつ、過去5年間にわたり広告物に関する法令に違反することがなかった者について行うものとする。
- 2 条例第10条の11第1項第5号の規定による認定を受けようとする者は、様式第9号による認定申請書に、前項に規定する経験を有することを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の認定申請書を提出した者が第1項に規定する要件に該当すると認めたときは、その者に様式第10号による認定書を交付しなければならない。

（屋外広告業者の標識）

第17条 条例第10条の12の規定による標識の掲示は、様式第11号による標識により行うものとする。

- 2 条例第10条の12の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 代表者の氏名（屋外広告業者が法人である場合に限る。）
 - (2) 登録年月日
 - (3) 登録の有効期間
 - (4) 業務主任者の氏名

（屋外広告業者の帳簿）

第18条 条例第10条の13の規定による帳簿の備付け等は、屋外広告業者が、次に掲げる広告物等を表示し、又は設置する都度、当該広告物等1件ごとに様式第12号による帳票を作成し、少なくとも過去5年間に表示し、又は設置した広告物等に係る当該帳票を一括して編集した帳簿により行うものとする。

- (1) 条例第5条に規定する許可に係る広告物等
 - (2) 条例別表の2の規定による道路の路面上に突き出して設置される広告物等
 - (3) 条例別表の4の規定による上端の位置が地上から10メートルを超え、かつ、表示面積が30平方メートルを超える広告物
- 2 条例第10条の13の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
 - (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
 - (4) 表示した広告物の内容
 - (5) 広告物の表示又は掲出物件の設置の年月日

（屋外広告業者監督処分簿）

- 第19条** 条例第10条の16第1項の規定による屋外広告業者監督処分簿の備付け等は、条例第10条の15第1項の規定による処分1件ごとに帳票を作成し、少なくとも過去5年間に行った処分に係る当該帳票を一括して編集した帳簿を鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課で閲覧に供することにより行うものとする。
- 2 条例第10条の16第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 処分を受けた屋外広告業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 処分を受けた屋外広告業者の登録年月日及び登録番号

- (3) 処分に係る営業所の名称及び所在地
- (4) 処分の根拠となる法令の規定
- (5) 処分の原因となつた事実
- (6) その他参考となる事項

(大型広告物の表示方法規制の適用除外地域等)

第20条 条例別表の4ただし書の規則で定める地域又は場所は、第2種制限地域とする。

2 条例別表の4の(1)の規則で定める彩度は、日本工業規格のZ8721(色の表示方法—三属性による表示)に規定する彩度8とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和38年条例第43号)

この規則は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則(昭和41年規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年規則第24号)

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年規則第37号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定並びに同条の次に8条を加える改正規定中第8条から第10条まで及び第15条に係る部分並びに様式第3号の次に8様式を加える改正規定中様式第4号から様式第7号まで、様式第10号及び様式第11号に係る部分は、昭和49年7月1日から施行する。

(鳥取県収入証紙規則の一部改正)

2 鳥取県収入証紙規則(昭和39年3月鳥取県規則第17号)の一部を次のように改正する。
[次のよう] 略

附 則(昭和51年規則第18号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年規則第10号)抄

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第51号)

この規則は、平成元年7月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第12条第2項第3号の改正規定 公布の日

(2) 第5条の2の改正規定及び同条を第5条の3とし、第5条の次に1条を加える改正規定並びに様式第3号の3の改正規定及び同様式を様式第3号の4とし、様式第3号の2の次に1様式を加える改正規定 平成9年4月1日

(経過措置)

2 この規則施行の際現に鳥取県屋外広告物条例第3条第1項又は第4条第1項の規定による許可を受けて屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置している者の当該許可に係る基準について

は、なお従前の例による。ただし、この規則の施行の日以後その者が鳥取県屋外広告物条例第4条第1項の規定による許可を受けようとするときは、この限りでない。

附 則（平成12年規則第55号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第89号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年規則第94号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第3条第1項又は第4条第1項の規定による許可を受けて屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置している者の当該許可に係る基準については、改正後の鳥取県屋外広告物条例施行規則（以下「新規則」という。）第4条、別表第1及び別表第1の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この規則の施行の日以後その者が鳥取県屋外広告物条例第4条第1項の規定による許可を受けようとする場合にあっては、この限りでない。
- 3 この規則の施行の際現に国の機関、地方公共団体又は公共的団体がその事務執行のために表示し、又は設置している屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件に係る基準については、新規則第6条及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この規則の施行の日以後屋外広告物の表示場所又は形状、色彩、意匠その他表示の方法を変更しようとする場合にあっては、この限りでない。

（鳥取県景観形成条例施行規則の一部改正）

- 4 鳥取県景観形成条例施行規則（平成5年鳥取県規則第56号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（鳥取県立自然公園条例施行規則の一部改正）

- 5 鳥取県立自然公園条例施行規則（平成6年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（鳥取県収入証紙規則の一部改正）

- 6 鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成17年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第17号）抄

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第18号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の鳥取県屋外広告物条例施行規則第4条、第5条及び別表第1の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に表示され、又は設置される広告物等（施行日前に表示され、又は設置されたが、施行日以後に、当該表示若しくは設置の場所の変更又は新たな広告物等の表示若しくは設置と同等と認められる表示若しくは設置の方法の変更が行われる広告物等（以下「全面更新広告物等」という。）を含む。）について適用し、同日前に表示され、又は設置された広告物等（全面更新広告物等を除く。）については、なお従前の例による。

附 則（平成20年規則第20号）抄

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第76号）

この規則は、鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第57号）の施行の日から施行する

(施行の日＝平成 21 年 10 月 16 日)

附 則 (平成 24 年規則第 30 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定、第 7 条の改正規定、第 18 条の改正規定及び様式第 3 号の改正規定（「その役員及び法定代理人」を「その法定代理人及びこれらの役員」に改め、「前各号」の次に「又は次号」を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 25 年規則第 39 号) 抄

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年規則第 20 号) 抄

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年規則第 29 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に鳥取県屋外広告物条例（昭和 37 年鳥取県条例第 31 号）第 3 条第 1 項又は第 3 条の 2 第 3 項の規定による許可を受けて表示され、又は設置された広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）については、なお従前の例による。

3 施行日前に自己の管理する土地に管理上の必要に基づき表示され、又は設置された広告物等であって、改正前の鳥取県屋外広告物条例施行規則別表第 3 の 2 の項に定める基準に適合するものは、平成 28 年 9 月 30 日までの間、改正後の鳥取県屋外広告物条例施行規則別表第 3 の 2 の項に定める基準に適合しているものとみなす。

附 則 (令和 2 年規則第 49 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県屋外広告物条例施行規則第 5 条の 2 第 5 項の規定にかかわらず、この規則の施行の日において現に表示し、又は設置されている広告物等（鳥取県屋外広告物条例（昭和 37 年鳥取県条例第 13 号。以下「条例」という。）第 3 条第 1 項又は第 3 条の 2 第 3 項の許可を受けて表示し、又は設置されている広告物等を除く。）に係る条例第 7 条の 3 第 2 項の点検は、令和 5 年 3 月 31 日までに行わなければならない。

別表第 1（第 4 条、第 5 条関係）

広告物の表示等の許可基準

1 野立ての広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）

ア 広告物等の表示場所又は設置場所が条例第 3 条第 1 項第 3 号の規定による指定に係る道路又は鉄道から原則として 100 メートル（当該道路又は鉄道から 500 メートル以内の地域が制限地域等とされている地域にあっては、200 メートル）以上離れているものであること。ただし、知事が指定する家屋連担区域については、この限りでない。

イ 他の野立ての広告物等から 100 メートル以上離れているものであること。ただし、知事が指定する家屋連担区域については、この限りでない。

ウ 1 面の表示面積が 30 平方メートル以下であること。

エ 高さが地面から 10 メートル（第 2 種制限地域にあっては、20 メートル）以下であること。

2 建築物、へい又は垣を利用する広告物等

ア 屋上を利用するもの

(1) 1 建築物につき 1 個であること。

(2) 高さが、地面から広告物等の設置する場所までの高さの 2 分の 1（第 2 種制限地域にあっては 3 分の 2）以下であり、かつ、10 メートル（第 2 種制限地域にあっては 20 メートル）以下であること。

(3) 表示面積が、120 平方メートル以下であること。

イ 壁面、へい又は垣を利用するもの

壁面、へい又は垣ごとに、表示面積の合計が 30 平方メートル以下であること。

3 立看板等

(1) 表示面積が 2 平方メートル以下であること。

(2) 脚部を除く部分の大きさが縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下であること。

(3) 脚部の高さが 0.5 メートル以下であること。

4 電柱を利用する広告板

(1) 大きさが縦 1.5 メートル以下、横 0.5 メートル以下であること。

(2) 電柱に巻き付ける広告板は、地上 1.5 メートルから 3.5 メートルまでの範囲内に表示すること。

(3) 電柱に添加する広告板は、突き出し部分の長さが 0.6 メートル以下であること。

(4) 電柱に添加する広告板は、道路の中心線に直角に設置するものであること。

(5) 道路敷以外にある電柱に添加する場合には、地面から広告板の下端までの高さが 2.5 メートル以上であること。

(6) 電柱に添加する広告板は、電柱 1 本につき 1 個であること。

(7) 電柱に巻き付ける広告板は、電柱 1 本につき 2 個以下であり、かつ、表示面積の合計が 1 平方メートル以下であること。

(8) 電柱に直接塗布するものでないこと。

5 街灯柱を利用する広告板

(1) 街灯柱に巻き付け、又は直接塗布するものでないこと。

(2) 大きさが縦 1.5 メートル以下、横 0.5 メートル以下であること。

(3) 突き出し部分の長さが 0.6 メートル以下であること。

(4) 街灯柱 1 本につき 1 個であること。

5 の 2 バス停留所標識を利用する広告板

(1) 時刻表の表示板の下端に表示するものであること。

(2) 表示面積が 0.2 平方メートル以下のものであること。

6 広告柱

(1) 高さが 2 メートル以下であること。

(2) 柱の幅又は直径が 0.2 メートル以下であること。

7 アーケードに添加する広告物

(1) アーケードの上部に設置するものでないこと。

(2) 原則として、1 商品につき 1 個であること。

(3) 同一商店街においては規格を統一したものであり、その大きさは、縦が 0.5 メートル以下、横がアーケードの梁間の 2 分の 1 以下であること。

8 広告幕

ア 横断幕

(1) 地面から横断幕の下端までの高さが 5 メートル以上であること。

(2) 大きさが縦 1 メートル以下、横 15 メートル以下であること。

イ 垂れ幕

(1) 禁止地域等又は第 1 種制限地域にあっては、大きさが縦 20 メートル以下、横 1 メートル以下であること。

(2) 第 2 種制限地域にあっては、大きさが縦 20 メートル以下、横 1.8 メートル以下であること。

ウ 旗及びのぼり

(1) 大きさが縦 3 メートル以下、横 1 メートル以下であること。

(2) 地面から旗又はのぼりの布等の表示する部分の上端までの高さが 5 メートル以下であること。

9 アーチ

アーチの厚さが 1.5 メートル以下であること。

10 気球広告

気球につり下げる広告物は、ネットを用いて取り付けるものであること。

11 はり紙

表示面積が 1.5 平方メートル以下であること。

12 その他の広告物等

その他の広告物等については、前各号の基準との均衡を考慮し、知事はその都度定めるところによること。

別表第 1 の 2（第 4 条関係）

案内誘導広告物等の許可基準

- 1 条例第 2 条第 1 項第 3 号又は第 3 条第 1 項第 3 号の規定による指定に係る道路又は鉄道から原則として 1 キロメートル以内に自己の居所又は事業所若しくは営業所（当該道路又は鉄道に隣接するものを除く。）がある者の自己の氏名等を表示するための広告物等であること。
- 2 表示面積が、1 面 0.5 平方メートル以下、合計 1 平方メートル以下であること。ただし、1 個の広告物等に複数の者が表示する場合にあっては、それぞれの者につき、表示面積が 1 面 0.75 平方メートル以下、合計 1.5 平方メートル以下であり、かつ、当該広告物等の表示面積が 1 面 10 平方メートル以下、合計 20 平方メートル以下であること。
- 3 高さが地面から 3 メートル以下であること。ただし、平年において積雪の深さが 3 メートル以上となることがあると認められる地域にあっては、この限りでない。
- 4 当該広告物等を表示し、又は設置することにより、条例第 2 条第 1 項に規定する地域又は場所における同一の居所又は事業所若しくは営業所に係る広告物等が原則として 3 個以上になるものでないこと。
- 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に係る表示をするための広告物等でないこと。

別表第 2（第 5 条関係）

街灯に表示する広告物の基準

- 1 街灯柱に巻き付け、又は直接塗布するものでないこと。
- 2 大きさが縦 1.1 メートル以下、横 0.3 メートル以下であること。
- 3 突き出し部分の長さが 0.4 メートル以下であること。
- 4 道路の中心線に直角に設置するものであること。
- 5 地面から広告板の下端までの高さが 4.7 メートル以上であること。
- 6 街灯柱 1 本につき 1 個であること。

別表第 3（第 5 条関係）

適用除外の基準

- 1 条例第 3 条の 2 第 2 項第 1 号の基準
表示面積の合計が 10 平方メートル以下であること。ただし、知事が別に定める地域にあっては、知事が別に定める基準に適合するものであること。
- 2 条例第 3 条の 2 第 2 項第 2 号の基準
 - (1) 表示面積が 1.5 平方メートル以下であること。
 - (2) 高さが地面から 1.5 メートル以下であること。
 - (3) 同一方向の広告物等が 1 個であること。

〔様式第 1 号～第 12 号〕 略

屋外広告物に係る禁止地域等の指定（平成元年鳥取県告示第 685 号）

最終改正：平成 29 年 7 月 21 日

鳥取県屋外広告物条例（昭和 37 年鳥取県条例第 31 号。以下「条例」という。）第 2 条及び第 3 条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年 7 月 1 日から施行するので、条例第 7 条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、東部生活環境事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局、八頭県土整備事務所並びに西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局において公衆の縦覧に供する。

- 1 条例第 2 条第 1 項第 1 号の知事が指定する地域は、次に掲げる国宝、重要文化財又は県指定保護文化財の周囲 50 メートル以内の地域とする。

種 別	名 称	所 在 地
国 宝	三仏寺奥院(投入堂)	東伯郡三朝町大字三徳
重 要 文 化 財	不動院岩屋堂	八頭郡若桜町大字岩屋堂
重 要 文 化 財	三仏寺納経堂、三仏寺地藏堂及び三仏寺文殊堂	東伯郡三朝町大字三徳
重 要 文 化 財	大山寺阿弥陀堂	西伯郡大山町大山
重 要 文 化 財	大神山神社奥宮本殿、弊殿及び拝殿並びに末社下山神社本殿、弊殿及び拝殿	西伯郡大山町大山
県指定保護文化財	神崎神社本殿	東伯郡琴浦町大字赤碕
県指定保護文化財	大神山神社奥宮神門	西伯郡大山町大山
県指定保護文化財	三徳山三仏寺建造物群（不動堂、元結掛堂、観音堂、鐘楼堂、十一面観音堂及び本堂）	東伯郡三朝町大字三徳
県指定保護文化財	橋津の藩倉古御蔵、三十間北蔵及び片山蔵	東伯郡湯梨浜町大字橋津
県指定保護文化財	籠守神社本殿	東伯郡湯梨浜町大字埴見
県指定保護文化財	豊乗寺大師堂及び山門	八頭郡智頭町大字新見
県指定保護文化財	常福寺経蔵及び山門	日野郡日南町多里

- 2 条例第 2 条第 1 項第 3 号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

- (1) 次に掲げる道路の両側 500 メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域並びに都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定により、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域に定められた地域を除く。）で当該道路から展望できる場所（当該道路に向けないで広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する場合を除く。）

路 線 名	区 間
高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線	県内全線
高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線	県内全線

一 般 国 道 9 号	岩美インターチェンジ（岩美郡岩美町大字浦富字宇和田 23－4 地先）から岩美郡岩美町と鳥取市との境界までの自動車専用道路の区間
	鳥取市と東伯郡湯梨浜町との境界からはわいインターチェンジ（同町はわい長瀬字又四郎開 1821－1 地先）までの自動車専用道路の区間
	大栄東伯インターチェンジ（東伯郡琴浦町大字槻下字五郎塚 1554 地先）から鳥取県と島根県との県境までの自動車専用道路の区間
一 般 国 道 178 号	兵庫県と鳥取県との県境から東浜インターチェンジ（岩美郡岩美町大字陸上字下向山 312 地先）まで
	岩美町道陸上中央線との交点（岩美郡岩美町大字小羽尾）から同町大字牧谷字砂濱 690－125 地先まで
	浦富インターチェンジ（岩美郡岩美町大字浦富字姥ヶ懐 2971－1）から岩美インターチェンジ（同町大字浦富字和田 23－4 地先）までの自動車専用道路の区間
一 般 国 道 183 号	県道新見日南線との交点（日野郡日南町丸山）から日野町道生山福長線との交点（同郡日野町福長）まで
一 般 国 道 313 号	県内全線
一 般 国 道 431 号	境港市麦垣町字川向前 3363－4 地先（普通河川新屋上ノ川）から米子市夜見町字砂浜一 3084－1 地先（市街化区域の境界）まで
県 道 米 子 大 山 線	尾高橋西詰（米子市尾高）から県道大山口停車場大山線大山寺橋北詰（西伯郡大山町大山）まで
県 道 赤 碕 大 山 線	県道倉吉赤碕中山線との交点（西伯郡大山町羽田井）から県道米子大山線との交点（同町大山）まで
県 道 倉 吉 赤 碕 中 山 線	県道東伯野添線との重複区間（東伯郡琴浦町大字中津原から同町大字別宮まで）
	県道船上山赤碕線との交点（東伯郡琴浦町大字山川）から県道赤碕大山線との交点（西伯郡大山町羽田井）まで
県 道 名 和 岸 本 線	県道大山佐摩線との交点（西伯郡大山町今在家）から県道大山口停車場大山線との交点（同町飯戸）まで
県 道 東 伯 野 添 線	県道倉吉赤碕中山線との交点（東伯郡琴浦町大字中津原）から東伯郡琴浦町と倉吉市との境界まで
県 道 倉 吉 江 府 溝 口 線	5 の（2）の表に掲げる区間以外の全線
県 道 大 山 上 福 田 線	県内全線
県道網代港岩美停車場線	国立公園の区域内の区間（岩美郡岩美町大字網代字大網代南側 309 地先から同町大字田後字向山北側 45－2 地先まで）
県道大山口停車場大山線	県道名和岸本線との交点（西伯郡大山町飯戸）から県道米子大山線との交点（同町大山）まで
	大山寺橋北詰（西伯郡大山町大山）から県道倉吉江府溝口線との交点（同郡伯耆町大内）まで

県道大山寺岸本線	県道大山口停車場大山線との交点（西伯郡伯耆町金屋谷）から県道岸本江府線との交点（同町小林）まで
県道大山佐摩線	全線
県道如来原御机線	全線
岩美町道陸上中央線	一般国道 178 号との交点（岩美郡岩美町大字小羽尾）から国立公園区域界（同町大字陸上字下塚畑 33－1 地先）まで
岩美町道七坂八峠線	全線

（２）次に掲げる道路の日野川側 500 メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
一般国道 180 号	一般国道 181 号との交点（日野郡日野町根雨）から荒神原橋南詰（同町上菅）まで
一般国道 181 号	一般国道 180 号との交点（日野郡日野町根雨）から県道倉吉江府溝口線との交点（西伯郡伯耆町溝口）まで
一般国道 183 号	日野町道生山福長線との交点（日野郡日野町福長）から荒神原橋南詰（同町福長）まで

３ 条例第 2 条第 1 項第 4 号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

名 称	地 域
東郷池	東伯郡湯梨浜町大字松崎のうち字上町、字長坂、字阿弥陀、字南岡平、字町浦、字田町、字仲町及び字新町の地域、同町大字旭の地域、同町大字中興寺のうち字谷口、字市場頭、字中坪、字松原、字小草及び字四月井手の地域、同町大字龍島の地域並びに同町大字はわい温泉のうち字宮ノ本の地域

４ 条例第 3 条第 1 項第 1 号の知事が指定する区域は、米子境港都市計画区域のうち都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている区域とする。

５ 条例第 3 条第 1 項第 3 号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域（前項に掲げる地域を除く。）とする。

（１）次に掲げる道路の両側 1,000 メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域並びに 2 の（１）に掲げる場所を除く。）で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線	県内全線
高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線	県内全線
一般国道 9 号	岩美インターチェンジ（岩美郡岩美町大字浦富字宇和田 23－4 地先）から岩美郡岩美町と鳥取市との境界までの自動車専用道路の区間

	鳥取市と東伯郡湯梨浜町との境界からはわいインターチェンジ（同町はわい長瀬字又四郎開 1821－1 地先）までの自動車専用道路の区間
	大栄東伯インターチェンジ（東伯郡琴浦町大字槻下字五郎塚 1554 地先）から鳥取県と島根県との県境までの自動車専用道路の区間
一般国道 178 号	兵庫県と鳥取県との県境から東浜インターチェンジ（岩美郡岩美町大字陸上字下向山 312 地先）まで 浦富インターチェンジ（岩美郡岩美町大字浦富字姥ヶ懐 2971－1）から岩美インターチェンジ（同町大字浦富字和田 23－4 地先）までの自動車専用道路の区間
一般国道 183 号	県道新見日南線との交点（日野郡日南町丸山）から日野町道生山福長線との交点（同郡日野町福長）まで
一般国道 313 号	県内全線

（２） 次に掲げる道路の両側 500 メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区間
一般国道 9 号	一般国道 179 号との交点（東伯郡湯梨浜町大字久留）から県道羽合東伯線との交点（同郡琴浦町大字槻下）まで 県道大山淀江インター線との交点（米子市淀江町今津）から県道皆生西原線との交点（同市西福原一丁目）を経て鳥取県と島根県との県境まで
一般国道 29 号	一般国道 482 号との交点（八頭郡八頭町安井宿）から八頭郡八頭町と鳥取市との境界まで
一般国道 179 号	東伯郡湯梨浜町内全線
一般国道 181 号	県道倉吉江府溝口線との交点（西伯郡伯耆町溝口）から一般国道 9 号との交点（米子市富士見町二丁目）まで
一般国道 431 号	2 の（１）の表に掲げる区間以外の県内の区間
一般国道 482 号	岡山県と鳥取県との県境（日野郡江府町大字下蚊屋字三王原 402－13 地先）から一般国道 181 号との交点（日野郡江府町大字江尾）まで
県道鳥取鹿野倉吉線	鳥取市と東伯郡三朝町との境界から同町大字三徳と同町大字坂本との境界まで
県道赤碕大山線	一般国道 9 号との交点（東伯郡琴浦町大字赤碕）から県道倉吉赤碕中山線との交点（西伯郡大山町羽田井）まで
県道名和岸本線	県道大山口停車場大山線との交点（西伯郡大山町坊領）から一般国道 181 号との交点（同郡伯耆町吉定）までの区間（2 の（１）の表に掲げる区間を除く。）
県道倉吉江府溝口線	県道岸本江府線との交点（西伯郡伯耆町岩立）から一般国道 181 号との交点（同町溝口）まで
県道米子境港線	全線
県道岸本江府線	全線

県道淀江岸本線	全線
県道米子広瀬線	一般国道181号との交点（米子市糺町二丁目）から県道岩屋谷米子線との交点（同市奥谷）まで
県道大山口停車場大山線	西伯郡大山町國信字笠原 543－4 地先（大山口駅）から県道名和岸本線との交点（同町坊領）まで
県道米子丸山線	伯耆町道久古5号線との交点（西伯郡伯耆町福岡原）から県道名和岸本線との交点（同町丸山）まで
県道皆生車尾線	一般国道431号との交点（米子市皆生新田二丁目）から一般国道9号との交点（同市車尾四丁目）まで
県道境車尾線	一般国道181号との交点（米子市福市）から一般国道9号との交点（同市車尾七丁目）まで
県道米子空港境港停車場線	県道渡余子停車場線との交点（境港市竹内町）から同市大正町 203 地先（境港駅）まで
県道両三柳西福原線	全線
県道羽合東伯線	一般国道179号との交点（東伯郡湯梨浜町大字田後）から一般国道9号との交点（同郡琴浦町大字槻下）まで
伯耆町道岸本大原線	県道大山高原スマートインター線との交点（西伯郡伯耆町久古）から県道名和岸本線との交点（同町大原）まで
大山第2広域農道	西伯郡大山町と同郡伯耆町の境界から県道米子丸山線との交点（同郡伯耆町丸山）まで
岸溝農免農道	県道名和岸本線との交点（西伯郡伯耆町大原）から同郡同町大原字上原山 937－1 地先（伯耆町総合スポーツ公園）まで

（３）次に掲げる道路の両側 200 メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所

路線名	区間
一般国道9号	2の(1)の表に掲げる区間以外の岩美郡岩美町内の区間
	県道羽合東伯線との交点（東伯郡琴浦町大字槻下）から県道大山淀江インター線との交点（米子市淀江町今津）まで
一般国道29号	5の(2)の表に掲げる区間以外の県内の区間
一般国道53号	県内全線
一般国道178号	2の(1)の表に掲げる区間以外の県内の区間
一般国道179号	5の(2)の表に掲げる区間以外の県内の区間
一般国道180号	2の(2)の表に掲げる区間以外の県内の区間
一般国道181号	2の(2)及び5の(2)の表に掲げる区間以外の県内の区間
一般国道183号	2の(1)の表に掲げる区間以外の日野郡日南町内の区間

一 般 国 道 3 7 3 号	高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線と重複する区間以外の岡山県と鳥取県との県境から一般国道 53 号との交点（八頭郡智頭町大字智頭）までの区間
一 般 国 道 4 8 2 号	兵庫県と鳥取県との県境から一般国道 29 号との交点（八頭郡若桜町大字浅井）まで
	一般国道 179 号との交点（東伯郡三朝町大字下西谷）から鳥取県と岡山県との県境まで
県 道 新 見 日 南 線	県内全線
県 道 鳥 取 鹿 野 倉 吉 線	5 の（2）の表に掲げる区間以外の区間
県 道 倉 吉 青 谷 線	倉吉市と東伯郡湯梨浜町との境界から一般国道 9 号との交点（同町大字園）まで
県 道 倉 吉 由 良 線	県道羽合東伯線との重複区間（東伯郡北栄町六尾から同町西園まで）以外の区間
県 道 米 子 大 山 線	2 の（1）の表に掲げる区間以外の区間
県 道 三 朝 東 郷 線	全線
県 道 鳥 取 国 府 岩 美 線	県道千谷蕪島線との交点（岩美郡岩美町大字洗井）から一般国道 9 号との交点（同町大字蒲生）まで
県 道 三 朝 中 線	全線
県 道 東 伯 野 添 線	一般国道 9 号との交点（東伯郡琴浦町大字逢東）から県道倉吉赤碕中山線との交点（同町大字別宮）まで
県道網代港岩美停車場線	国立公園区域界（岩美郡岩美町大字浦富字二タ股 3189－7 地先）から一般国道 178 号との交点（同町大字浦富）まで
	一般国道 178 号との交点（岩美郡岩美町大字浦富字姥ヶ懐 2971－1）から同町大字浦富字國次 1036－7 地先（岩美駅）まで
県 道 米 子 丸 山 線	5 の（2）の表に掲げる区間以外の区間
県 道 東 郷 湖 線	全線
県道岩美停車場河崎線	県道網代港岩美停車場線との交点（岩美郡岩美町大字浦富）から一般国道 9 号との交点（同町大字新井）まで
県 道 上 浅 津 田 後 線	全線
県 道 長 和 田 羽 合 線	全線
県 道 上 井 北 条 線	全線
県 道 余 子 停 車 場 線	全線

県道東郷羽合線	県道倉吉青谷線との交点（東伯郡湯梨浜町大字松崎）から県道東郷湖線との交点（同町大字光吉）まで
県道大山淀江インター線	県道大山口停車場線との交点（西伯郡大山町末長）から一般国道 9 号との交点（米子市淀江町今津）まで
県道渡余子停車場線	境港臨港道路江島幹線との交点（境港市渡町）から県道余子停車場線との交点（同市竹内町）まで
県道陸上岩井線	一般国道 178 号との交点（岩美郡岩美町大字陸上）から新陸上橋南詰（同町大字陸上）まで
県道米子空港線	全線
県道三朝温泉木地山線	県道鳥取鹿野倉吉線との交点（東伯郡三朝町大字山田）から同線との交点（同町大字三朝）まで
県道米子空港境港停車場線	県道米子空港線との交点（境港市小篠津町）から県道渡余子停車場線との交点（同市竹内町）まで
県道船上山赤碕線	県道赤碕大山線との重複区間（東伯郡琴浦町大字赤碕）以外の区間
県道羽合東伯線	一般国道 9 号との交点（東伯郡湯梨浜町はわい長瀬）から一般国道 179 号との交点（同町大字久留）まで
県道河原インター線	全線
県道岩美インター線	全線
県道大山高原スマートインター線	全線
県道福部岩美線	鳥取市と岩美郡岩美町との境界か一般国道 9 号との交点（岩美郡岩美町大字河崎字溝下 266－3 地先）まで
北栄町道北条南線	全線
北栄町道北条北線	全線
南部町道阿賀・東西町線	全線

(4) 2の(2)の表に掲げる道路の日野川に面しない側 200 メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

(5) 次に掲げる鉄道の大山側 500 メートル以内の地域及び大山に面しない側 200 メートル以内の地域で当該鉄道から展望できる場所

線 路 名		区 間
西日本旅客鉄道株式会社	伯 備 線	西伯郡伯耆町溝口字矢ノ尻 755－4 地先から米子市今在家字下井ノ上 42－2 地先まで
	山陰本線	西伯郡大山町國信字笠原 528－2 地先から米子市二本木字板橋 1514 地先まで

(6) 次に掲げる鉄道の両側 200 メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域を除く。）で当該鉄道から展望できる場所

線 路 名		区 間
西日本旅客鉄道株式会社	伯 備 線	5 の (5) の表に掲げる区間以外の県内の区間
	山陰本線	5 の (5) の表に掲げる区間以外の県内の区間
	因 美 線	県内全線
	境 線	全線
若 桜 鉄 道 株 式 会 社 線		全線
智 頭 急 行 株 式 会 社 智 頭 線		全線

改正文（平成 2 年告示第 90 号）

平成 2 年 2 月 1 日から施行する。

改正文（平成 14 年告示第 564 号）

平成 14 年 11 月 8 日から施行する。

改正文（平成 19 年告示第 419 号）

平成 19 年 5 月 8 日から施行する。

改正文（平成 19 年告示第 819 号）

平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

改正文（平成 20 年告示第 216 号）

平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

改正文（平成 20 年告示第 622 号）

平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

改正文（平成 22 年告示第 179 号）

平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

改正文（平成 23 年告示第 99 号）

平成 23 年 2 月 27 日から施行する。

改正文（平成 23 年告示第 646 号）

平成 23 年 11 月 18 日から施行する。

改正文（平成 24 年告示第 665 号）

平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

改正文（平成 25 年告示第 121 号）

平成 25 年 3 月 10 日から施行する。

改正文（平成 25 年告示第 447 号）
平成 25 年 5 月 28 日から施行する。

改正文（平成 26 年告示第 53 号）
平成 26 年 1 月 21 日から施行する。

改正文（平成 26 年告示第 249 号）
平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

改正文（平成 26 年告示第 639 号）
平成 26 年 8 月 29 日から施行する。

改正文（平成 27 年告示第 160 号）
平成 28 年 3 月 11 日から施行する。

改正文（平成 28 年告示第 383 号）
平成 28 年 5 月 27 日から施行する。

改正文（平成 29 年告示第 490 号）
平成 29 年 7 月 21 日から施行する。

鳥取県屋外広告物条例施行規則による家屋連担区域の指定（昭和 53 年鳥取県告示第 438 号）

最終改正：平成 29 年 7 月 21 日

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和 37 年鳥取県規則第 50 号）別表第 1 第 1 号ア及びイに規定する家屋連担区域を次のとおり指定する。

1 米子境港都市計画区域のうち都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている区域

2 次の表の左欄に掲げる道路及び鉄道から展望できる地域のうちそれぞれ同表の右欄に掲げる地域内の家屋連担区域

（1）道路

路 線 名	地 域
一 般 国 道 9 号	岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、北栄町大谷、琴浦町大字逢東、大字徳万、大字丸尾、大字八橋、大字別所及び大字赤碕、大山町田中、赤坂、下甲、塩津、上市、岡、松河原、西坪、御来屋、富長及び末吉並びに米子市淀江町今津、淀江町淀江、淀江町西原、淀江町小波、淀江町中間、淀江町佐陀、二本木及び蚊屋の地域
一 般 国 道 29 号	若桜町大字大野、大字中原、大字浅井及び大字若桜並びに八頭町富枝、南、北山、大門、花、郡家殿、市谷、西御門、郡家、宮谷、奥谷、下坂、門尾及び堀越の地域
一 般 国 道 53 号	智頭町大字山根及び大字智頭の地域
一 般 国 道 178 号	岩美町大字浦富及び大字大谷の地域
一 般 国 道 179 号	湯梨浜町大字田後、はわい長瀬、大字久留及び大字光吉並びに三朝町大字今泉の地域
一 般 国 道 180 号	日野町高尾、根雨及び上管並びに南部町落合、法勝寺、倭及び阿賀の地域
一 般 国 道 181 号	日野町高尾及び根雨、江府町大字武庫、大字江尾、大字小江尾及び大字佐川、伯耆町溝口、岸本、吉長及び大殿並びに米子市諏訪、福市、兼久、日原及び宗像の地域
一 般 国 道 183 号	日南町多里、湯河、萩原、矢戸、三栄及び丸山の地域
一 般 国 道 373 号	智頭町大字郷原及び大字智頭の地域
一 般 国 道 431 号	境港市新屋町及び麦垣町、米子市夜見町、河崎、両三柳及び二本木並びに日吉津村大字富吉及び大字日吉津の地域
一 般 国 道 482 号	江府町大字江尾の地域
県 道 新 見 日 南 線	日南町上石見、中石見、生山及び霞の地域
県 道 鳥 取 鹿 野 倉 吉 線	三朝町大字片柴、大字砂原、大字三朝及び大字大瀬の地域
県 道 倉 吉 青 谷 線	湯梨浜町大字長和田、大字龍島、大字旭、大字松崎及び大字原の地域

県道倉吉由良線	北栄町六尾の地域
県道米子大山線	米子市二本木の地域
県道名和岸本線	大山町佐摩の地域
県道米子境港線	米子市彦名町、大崎、葭津及び大篠津町並びに境港市小篠津町、幸神町、三軒屋町、渡町、外江町及び芝町の地域
県道網代港岩美停車場線	岩美町大字浦富及び大字牧谷の地域
県道大山口停車場大山線	大山町国信、末長及び所子の地域
県道米子丸山線	米子市浦津、下新印、上新印及び一部の地域
県道東郷湖線	湯梨浜町大字上浅津及び大字下浅津の地域
県道上浅津田後線	湯梨浜町大字上浅津及び大字田後の地域
県道長和田羽合線	湯梨浜町大字田後の地域
県道皆生車尾線	米子市上福原の地域
県道余子停車場線	境港市竹内町の地域
県道渡余子停車場線	境港市渡町、森岡町及び竹内町の地域
県道三朝温泉木地山線	三朝町大字山田及び大字三朝の地域
県道米子空港境港停車場線	境港市幸神町、誠道町及び中野町の地域
県道両三柳西福原線	米子市両三柳及び河崎の地域
県道羽合東伯線	湯梨浜町大字田後並びに北栄町江北、国坂、田井、北尾、弓原、下神、松神、東園、西園、由良宿、六尾、妻波及び大谷の地域
町道北条北線	北栄町弓原の地域
南部町道阿賀・東西町線	南部町福成、東町及び西町の地域

(2) 鉄道

線路名	地域
-----	----

西日本旅客鉄道株式会社 伯備線	米子市二本木、伯耆町吉長、押口、岸本、長山及び溝口、日南町生山、中石見及び上石見、日野町根雨、黒坂及び上管並びに江府町大字佐川、大字小江尾、大字江尾及び大字武庫の地域
西日本旅客鉄道株式会社 山陰本線	岩美町大字浦富、大字新井、大字岩本及び大字大谷、湯梨浜町大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園、大字中興寺及び大字松崎、北栄町北尾、弓原、由良宿、土下、西園、東園及び六尾、琴浦町大字徳万、大字丸尾、大字保、大字笠見、大字八橋及び大字赤碕、大山町上野、所子、国信、末長、唐王、西坪、御来屋、富長、田中、赤坂、塩津、住吉、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋及び浦津並びに同市淀江町今津、淀江、西原、佐陀及び小波の地域
西日本旅客鉄道株式会社 因美線	八頭町奥谷、宮谷及び郡家並びに智頭町大字智頭の地域
若 桜 鉄 道 株 式 会 社 線	八頭町郡家、船岡、北山及び南並びに若桜町大字若桜の地域
西日本旅客鉄道株式会社 境線	米子市両三柳、安倍、河崎、夜見町、富益町、大崎、和田町、大篠津町及び 葭津並びに境港市小篠津町、新屋町、高松町、竹内町及び福定町の地域
智頭急行株式会社智頭線	智頭町大字智頭の地域

改正文（平成 14 年告示第 564 号）

平成 14 年 11 月 8 日から施行する。

改正文（平成 19 年告示第 418 号）

平成 19 年 5 月 8 日から施行する。

改正文（平成 19 年告示第 818 号）

平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

改正文（平成 20 年告示第 621 号）

平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

改正文（平成 23 年告示第 645 号）

平成 23 年 11 月 18 日から施行する。

改正文（平成 24 年告示第 664 号）

平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

改正文(平成 26 年告示第 638 号)抄

平成 26 年 8 月 29 日から施行する。

改正文(平成 29 年告示第 489 号)抄

平成 29 年 7 月 21 日から施行する。

鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県屋外広告物条例施行規則に関する取扱い

鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県屋外広告物条例施行規則に関する取扱い

令和7年4月21日鳥取県生活環境部長

1 家屋連担区域について

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号。以下「規則」という。）別表第1の1の
ア及びイに定める家屋連担区域は、次のとおりとする。

- （1）家屋の「連担」とは、道路、鉄道、軌道及び索道（以下「道路等」という。）の一方の側にある建築物の外壁（家屋及びこれに附属する塀又は垣等を含む。以下「建築物の外壁等」という。）間の相互の距離が20メートルを超えない範囲で、かつ、道路等に沿っておおむね100メートル以上にわたって接続し、又は凝集して分布していることをいう。
- （2）家屋連担区域が道路等から100メートル未満の距離に位置する場合の掲出する広告物等の道路等からの距離は、規則別表第1の1のアの規定にかかわらず、家屋連担区域まで短縮できるものとする。ただし、道路等の直近に掲出して差し支えないとして無制限に解釈するものではない。
- （3）家屋連担区域における野立広告物の掲出位置については、各建築物の外壁等から10メートル以内の範囲とすること。
- （4）家屋連担区域に設置するものとして許可を受けている野立広告物については、建築物の撤去等により建築物の外壁等間の相互の距離が20メートルを超えることとなった場合であっても、その距離が50メートルを超えない限り、引き続き第1号に掲げる連担の要件を満たすものとする。

2 広告物の表示等の許可における申請単位について

広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする場合において一体として申請されたとき以外は、広告物の表示又は掲出物件の設置はそれぞれ個別に許可するものとし、広告物の内容の変更及び設置場所の変更等についても同様とする。

3 広告物の表示等の許可期間について

- （1）広告物の表示等に係る土地所有者等の承諾書の承諾期間と許可申請期間が異なる場合の許可期間については、当該承諾期間内とする。
- （2）許可期間の終期については、原則として次のとおりとする。
 - ア 1年以内の許可期間となる場合
許可の日の属する年度の3月31日までとする。
 - イ 2年以内の許可期間となる場合
許可の日の属する年度を超えて許可をしようとするときは、許可の日から2年を経過する日の前日の属する年の3月31日までとする。ただし、許可の日が1月2日から3月31日までのものについては、許可の日から1年を経過する日の前日の属する年の3月31日までとする。

屋外広告物条例施行規則別表第4の4ただし書の「知事がやむを得ないと認めるとき」について

(平成19年5月18日第200700028925号)
(各市町村屋外広告物担当課長あて 鳥取県知事通知)

屋外広告物条例施行規則別表第4の4ただし書の「知事がやむを得ないと認めるとき」について（通知）

このことについて、屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）別表第4「広告物等の表示の方法等の基準」の4ただし書にいう「知事がやむを得ないと認めるとき」は、下記1及び2のいずれも満たすときとするので、ご承知ください。

なお、平成19年10月1日に施行される改正により、同表の規定を削除するとともに、鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）に別表「広告物等の表示の方法等の基準」の2ただし書として同様の規定を置くこととしていますが、同日以降も同様の取扱とします。

記

- 1 道路区域が国有林に隣接する区域で、国有林内への案内板の設置が竹木が支障になって著しく視認性に劣り、かつ竹木の伐採が困難な場合など、道路区域内にしか適地を求めることができないと判断されること
- 2 道路の外測線（外測線がない場合は道路端）から道路敷地端まで3メートル以上の余裕がある場合